

平成22年度書類監査結果による協会員処分

処分決定日:平成23年10月12日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
1	第 005544 号	株式会社親愛コミュニティー (商業登記簿上の現在の商号:株式会社親愛) 東京都知事 (1) 31244 永井 信一郎 資本金:10(百万円)	会員権停止6カ月 と勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】